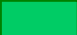


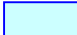


【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 ^{注1)} 【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前(水害以前)	H20.10末(現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
5	地域孤立化防止対策の検討	〈12〉	水害により孤立化が想定される地域の抽出	薩摩川内市	-	抽出済み					・役場や病院等の重要施設が孤立する恐れがある地区(浸水想定区域内に立地)を孤立地区と定義する。	・危機管理道路網図(案)を作成し孤立地域状況を把握する。 ・〈14〉孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保と併せて検討を進め、孤立する地域の支援体制を確立する。	4-参考資料-1
				さつま町	孤立地域なし								
				旧大口市	-	抽出済み							
				旧菱刈町	-	抽出済み							
				湧水町	-	抽出済み							
				えびの市	-	抽出済み							
		〈13〉	孤立化地域の水防資機材の備蓄	薩摩川内市	備蓄完了						・必要な備蓄量を設定し、これを目標とした着実な備蓄が必要である。	・不足量に対して、市町・県・国の互助により備蓄量を充実させる。	-
				さつま町	孤立地域なし								
				旧大口市	-	-	備蓄予定						
				旧菱刈町	-	-	備蓄予定						
				湧水町	-	備蓄完了							
				えびの市	-	一部備蓄完了	備蓄強化						
		〈14〉	孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保	薩摩川内市	確保済み						・市町域内だけでなく、流域全体の視点から広域の避難経路の連続性確保、伝達手段確保について対策実施することが孤立地域の防止に有効である。	①危機管理道路網図(案)をベースに7・22水害時に孤立した区域を整理する。窪地の解消等局所的整備により避難経路を確保できる場合は道路強化等のハード対策を実施する。 ②役場や病院等の重要施設が孤立しないように伝達手段を確保する。 ③上記2手段により孤立化が防げない場合は、ボートやヘリコプターの利用を検討する。	4-参考資料-2,3
				さつま町	孤立地域なし								
				旧大口市	-	伝達手段確保済み							
				旧菱刈町	-	伝達手段確保済み							
				湧水町	-	確保済み	整備予定						
				えびの市	-	確認済み	吉松PAとの接続						
				鹿児島県	確保支援	被災形態・規模ごとに確認済み							
				宮崎県	確保支援	孤立化集落対策マニュアル作成							

注1) H20.3末に行ったヒアリング結果をH20.10末情報に更新

衛星携帯電話整備補助

注2)  : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの  : 継続による効果増を期待するもの
 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの  : 実施可能性を探っているもの

【アクションプログラム(案)進捗管理表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム(案)	流域市町名	実施年・実施予定年 ^{注1)} 【-:未実施】						実施に当たっての留意点と考え方、特筆すべき事項	対応策(案)	備考
					H18.7以前(水害以前)	H20.10末(現在)	H20年度	H21年度	H22年度	激特終了後			
7	浸水地区の土地利用規制等の検討	〈17〉	治水対策方針を反映した土地利用への誘導	薩摩川内市	-	-	-	-	-	実施予定	・えびの市の災害危険区域に関する条例の中で建築制限が行われている。	・当面、治水対策が行われていない箇所について、災害危険区域に関する条例を制定する場合は、えびの市の事例を参考に実施する。	4-参考資料-4
				さつま町	-	-	-	-	-	実施予定			
				旧大口市	-	-	-	-	-	実施予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	-	実施予定			
				湧水町	-	-	-	-	-	実施予定			
				えびの市	-	誘導完了							
8	浸水に強い建築構造導入の検討	〈18〉	浸水に強い建築構造導入の検討	薩摩川内市	-	-	-	-	-	検討予定	・えびの市の災害危険区域に関する条例の中で、災害防止上有効な措置を講ずる建築物等の建築条件が挙げられている。	・災害危険区域に関する条例を制定する場合は、えびの市の事例を参考に浸水に強い建築構造に関する規定を記載する。 ・災害危険区域設定されていない地域についても浸水の恐れがある区域については、上記規定を参考に浸水に強い建築構造導入を沿川住民に啓発する。	4-参考資料-4
				さつま町	-	-	-	-	-	検討予定			
				旧大口市	-	-	-	-	-	検討予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	-	検討予定			
				湧水町	-	-	-	-	-	検討予定			
				えびの市	-	導入完了							
9	河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討	〈19〉	遊水機能の確保が望ましい区域の確保・維持	薩摩川内市	-	-	-	-	-	確保予定	・えびの市の災害危険区域の設定にあたり、輪中堤構築と宅地嵩上げが、はん濫を許容しながら住家を洪水から守る効果的、かつ、効率的な治水対策と謳われている。このように、宅地嵩上げや輪中堤も従前の遊水機能を確保・維持する手段として有効である。	・従前の遊水機能を確保・維持しつつ、治水効果を得たい場合、災害危険区域の設定を検討する。	4-参考資料-4
				さつま町	-	-	-	-	-	確保予定			
				旧大口市	-	-	-	-	-	確保予定			
				旧菱刈町	-	-	-	-	-	確保予定			
				湧水町	-	-	-	-	-	確保予定			
				えびの市	-	確保済み							

注1) H20.3末に行ったヒアリング結果をH20.10末情報に更新

注2) : プログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているもの : 継続による効果増を期待するもの
 : 実施に向けて前向きに準備をしているもの、実施前提で準備しているもの : 実施可能性を探っているもの

『⑤ 地域孤立化防止対策の検討(1)』

アクションプログラム成果

＜12＞水害により孤立化が想定される地域の抽出

孤立地域の定義：浸水により徒歩または車による移動が困難となり、役場や病院等、あるいは、災害時要援護者施設が孤立する恐れのある地域を孤立地域とする

市町名	孤立化が想定される地域		避難経路の連続性の確保策	伝達手段確保策	水防資機材の備蓄
	番号	地域名			
薩摩川内市	1	亀山地区	確保されていない	社協・医師会・教育委員会等所管部局から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
	2	可愛地区			
	3	川内地区			
	4	平佐西地区			
	5	峰山地区			
	6	育英地区			
	7	斧淵地区			
	8	平佐東地区			
さつま町	1	該当地区なし	—	—	—
伊佐市	1	井手原・西本町・西水流地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局等から連絡手段確保済み	近隣の水防倉庫に備蓄済み
	2	子ども発達支援センター			水防倉庫に備蓄済み
	3	曾木地区			
	4	本城地区			
湧水町	1	中津川地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
	2	北方地区		災害対策本部及び福祉部局等から連絡手段確保済み	近隣の水防倉庫に備蓄済み
	3	西下場・東中下場地区		災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み
えびの市	1	向江地区	確保されていない	災害対策本部及び福祉部局・教育委員会等から連絡手段確保済み	水防倉庫に備蓄済み

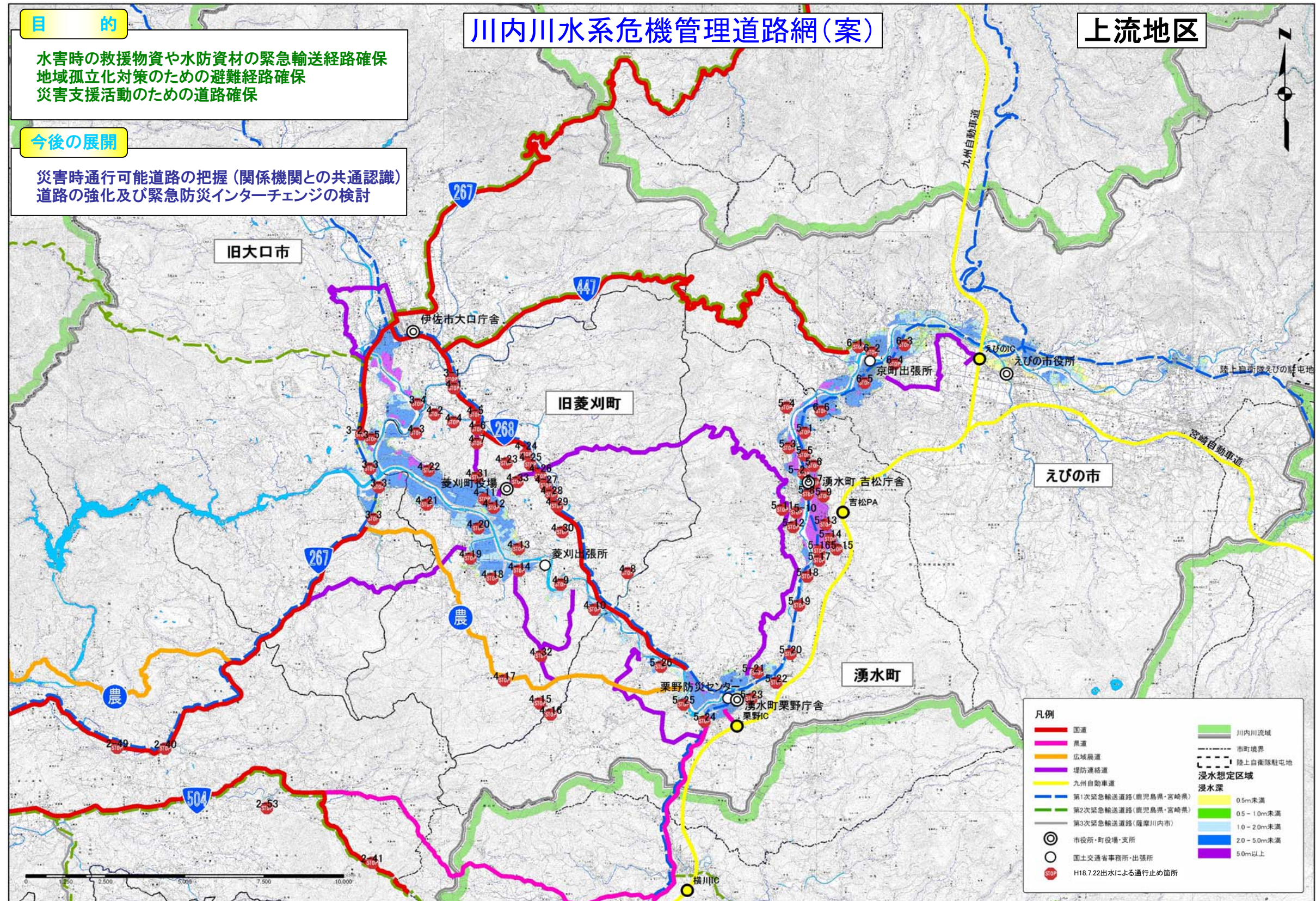
注) 避難経路の連続性の確保策、伝達手段確保策、水防資機材の備蓄のいずれかで孤立化防止を図ると考える

『⑤ 地域孤立化防止対策の検討(2)』

アクションプログラム成果

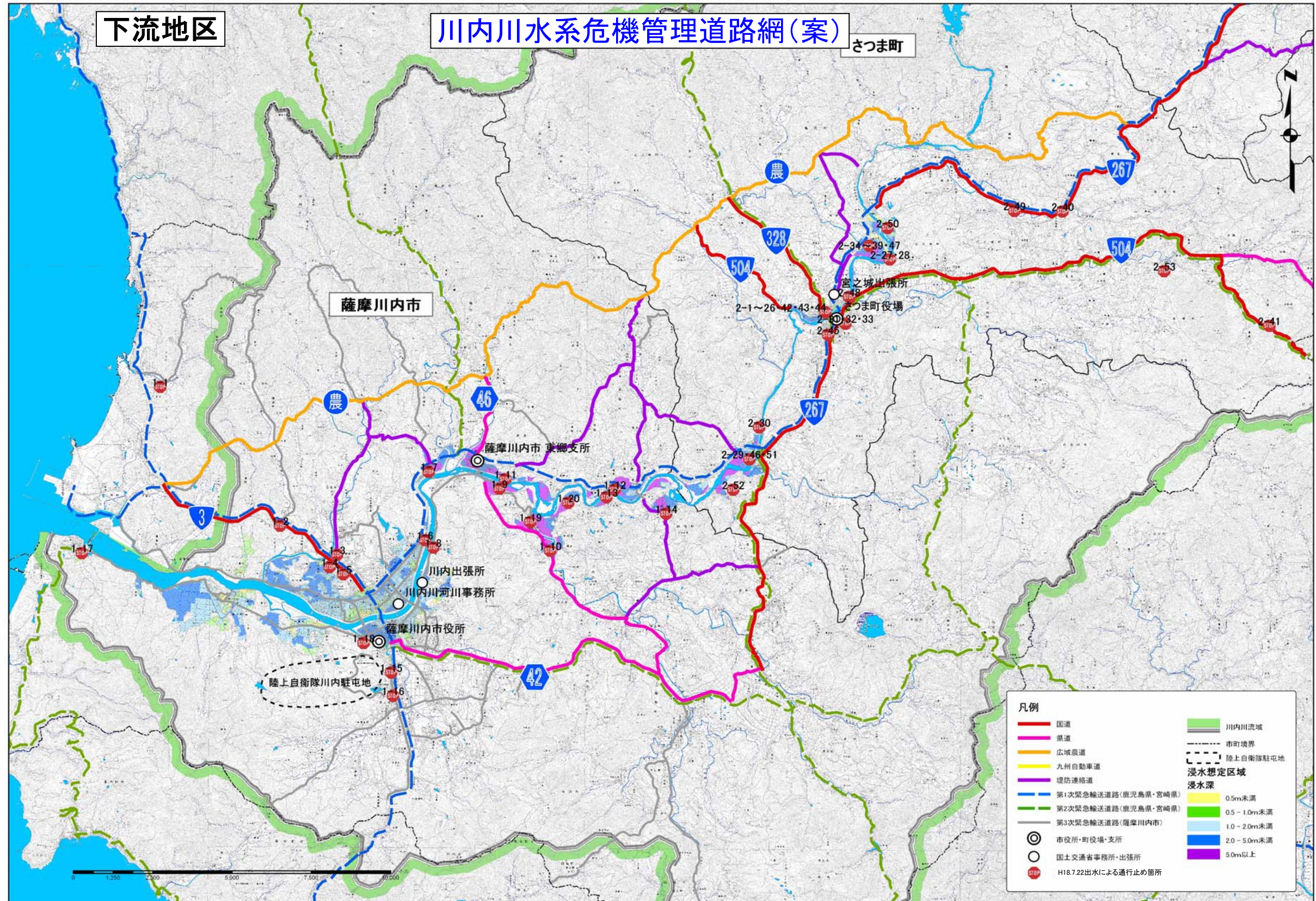
<14> 孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保

水害時には沿川区域が混乱状態に陥る中、浸水区域外、あるいは、流域外からの避難支援活動を導く広域的な経路を確保することによる孤立防止対策効果が大きいと考えられる。川内川水系では、現在、下図のような「川内川水系危機管理道路網(案)」を把握し、その連続性確保のために川内川流域内での通行状況情報共有を目指し、調整中である。



『⑤ 地域孤立化防止対策の検討(3)』

アクションプログラム成果



『⑦ 浸水地区の土地利用規制等の検討』『⑧ 浸水に強い建築構造導入の検討』
『⑨ 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策の検討』

アクションプログラム成果

<17>治水対策方針を反映した土地利用への誘導

【えびの市災害危険区域に関する条例】

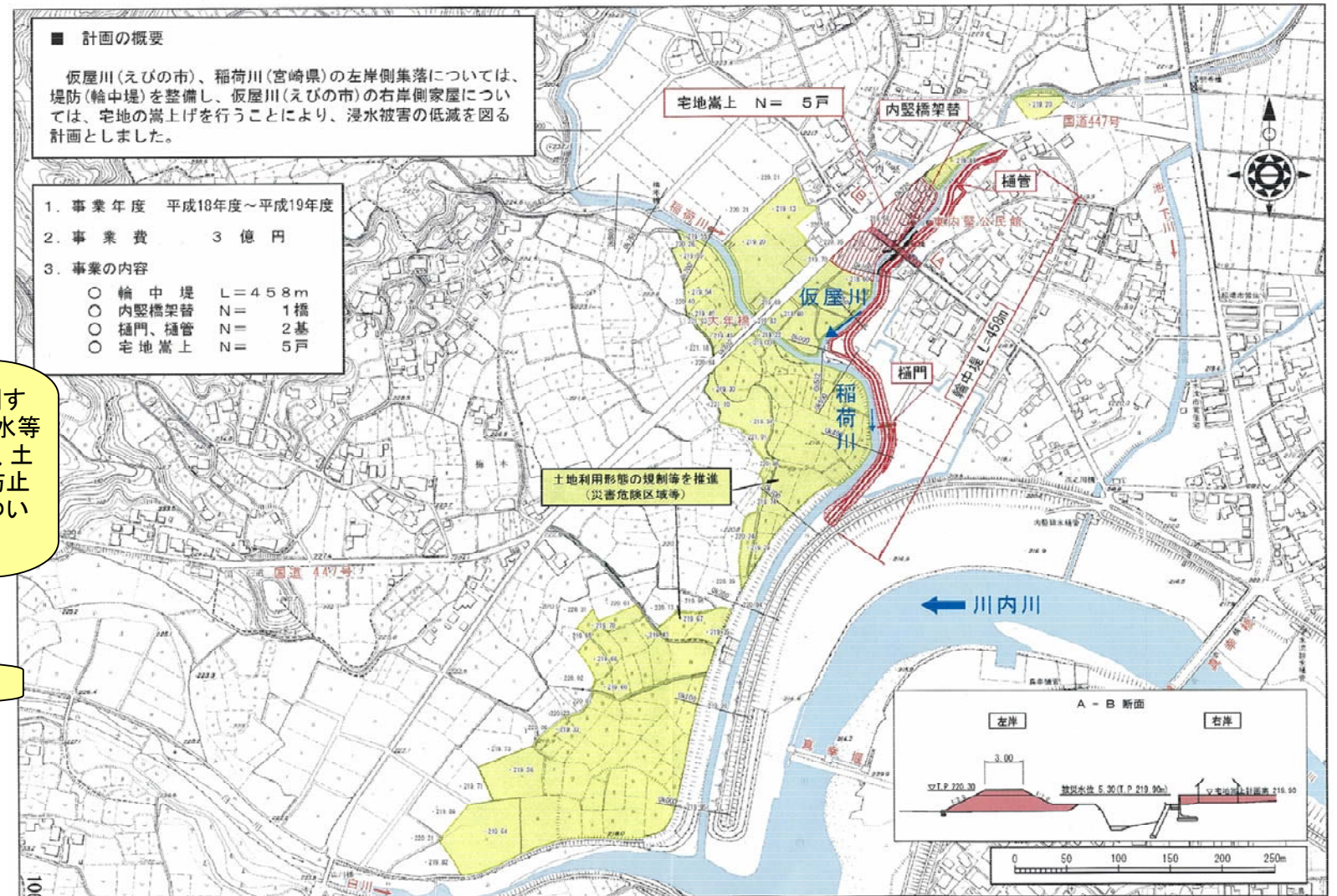
- (趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限について必要な事項を定めるものとする。
(災害危険区域の指定)
第2条 市長は、河川の出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。
2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。
(建築物の建築の制限等)
第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が相当と認める建築物として規則で定めるものであって、あらかじめ市長の認定を受けたものについては、この限りでない。
(委任)
第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【えびの市災害危険区域に関する条例施行規則】

- (趣旨)
第1条 この規則は、えびの市災害危険区域に関する条例(平成 年 下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。
(災害危険設定水位)
第2条 市長は、条例第2条第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、災害危険設定水位(あらかじめ設定した規模の出水に対して家屋の浸水を防止することができる水位をいう。以下同じ。)を定めるものとする。
2 災害危険設定水位は、東京湾中等潮位を基準として定める。
(災害危険設定水位を表示する標識の設置)
第3条 市長は、災害危険区域内の必要と認める場所に災害危険設定水位を表示する標識を設置するものとする。
(災害防止上有効な措置を講ずる建築物等)
第4条 条例第3条ただし書に規定する災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が相当と認める建築物として規則で定めるものとは、次に掲げる建築物とする。
(1) 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しない建築物
(3) 仮設建築物又はやむを得ない理由がある建築物であって市長が相当と認めるもの
(建築物の認定申請)
第5条 条例第3条ただし書の市長の認定を受けようとする者は、建築物の建築工事に着手する前に、災害危険区域内における建築物認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる図書又は書面を添付して市長に申請しなければならない。
(1) 付近見取図
(2) 基礎地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
(3) 平面図
(4) 敷地の断面図
(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面
2 市長は、前項の規定により申請された建築物が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは災害危険区域内における建築物認定通知書(別記様式第2号)により、該当しないと認めるときは災害危険区域内における建築物不認定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(委任)
第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<18>浸水に強い建築構造導入の検討

【稲荷川河川激甚災害対策特別緊急事業】(えびの市)

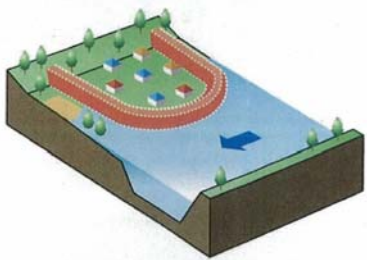


えびの市では、災害危険区域に関する条例第3条において、河川の出水等による危険の著しい区域に対して、土地利用規制を行うとともに、水害防止上有効な措置を講ずる建築物については、この規制適用外としている。

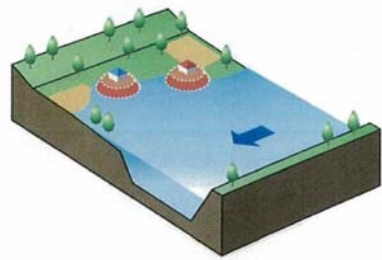
建築構造に関する条件

<19>遊水機能の確保が望ましい区域の確保維持

輪中堤、宅地嵩上げ共に従前の遊水機能を確保しながら特定地域の浸水被害を守るための対策であり、えびの市の稲荷川河川激甚災害対策特別緊急事業は、この点で遊水機能の保全が図られている。



輪中堤 (わじゅうてい)
 特定の地域を洪水から守るために集落の周囲を囲うようにつくられた堤防を輪中堤といいます。洪水時において、外水による家屋浸水被害を防ぎます。



宅地嵩上げ (たくちかさあげ)
 主に浸水家屋が少ない地域で洪水から家屋を守るために、家屋の敷地を高くすることを家屋嵩上げといいます。洪水時において、外水による家屋浸水被害を防ぎます。